

浄化槽法改正案骨子（案）

第一 衛生上有害な浄化槽の除却等に係る勧告及び命令制度の創設

一 既存単独処理浄化槽の除却等に係る勧告

都道府県知事は、既存単独処理浄化槽について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある既存単独処理浄化槽の除却その他の措置を勧告することができること。

二 既存単独処理浄化槽の除却等に係る命令

都道府県知事は、一の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合に、勧告に係る措置をとることを命ずることができること。

第二 公共浄化槽

一 公共浄化槽の管理

公共浄化槽の設置及び管理は、環境省令で定めるところにより作成した公共浄化槽整備計画に基づき、地方公共団体が行うものとすること。

二 くみ取便所の改造義務

1 地方公共団体が公共浄化槽整備計画を作成し、これに基づいて地方公共団体が公共浄化槽を整備した区域（以下「公共浄化槽整備計画区域」という。）において、くみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、3年以内に、その便所を水洗便所（汚水管が公共浄化槽に連結されたものに限る。）に改造しなければならないこと。

※公共浄化槽整備計画区域は、下水道処理区域・下水道処理予定区域を除くものとする。

2 市町村は、くみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通又はそのあつせん、その改造に関し利害関係を有する者との間に紛争が生じた場合における和解の仲介その他の援助に努めるものとすること。

三 公共浄化槽への接続義務化

1 接続義務

公共浄化槽整備計画区域において、当該区域内で単独浄化槽を設置する者は、3年以内に、し尿及び雑排水を当該公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備を設置しなければならないこと。

2 接続命令

地方公共団体の長は、1の規定に違反している者に対し、し尿及び雑排水を当該公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備の設置を命令することができる。

3 市町村は、1の排水設備を設置しようとする者に対し、必要な資金の融通又はそのあつせん、その設置に関し利害関係を有する者との間に紛争が生じた場合における和解の仲介その他の援助に努めるものとすること。

四 その他

1 定義

公共浄化槽の定義を置くこと。

2 使用料

公共浄化槽管理者は、条例で定めるところにより、公共浄化槽を使用する者から使用料を徴収することができること。

3 維持のための立入

公共浄化槽管理者は、公共浄化槽の維持のためにやむを得ない必要があるときは、他人の土地に立ち入り、一時使用することができる。

4 排水設備等の検査

公共浄化槽管理者は、公共浄化槽の機能及び構造を保全し、又は公共浄化槽からの放流水の水質を技術上の基準に適合させるために必要な限度において、職員をして他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備等を検査させることができること。

第三 浄化槽の使用休止の手続及び清掃義務等の免除

- 一 浄化槽管理者は、建物の使用の停止に伴い浄化槽の使用を休止するときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこと。
- 二 一により浄化槽の使用を休止した者について、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃の義務を免除すること。

※休止前に清掃を行うことが条件

第四 浄化槽台帳の整備

都道府県が作成する浄化槽台帳について所要の規定を整備すること。

※定期検査等の情報を記載。

※浄化槽清掃業者については、清掃についての報告義務は課さず、任意の協力を求めることとする。

第五 協議会の設置

協議会について所要の規定を設けること。

第六 凈化槽管理士の資質の向上

保守点検を業とする者の登録に関し、条例で定める事項として、浄化槽管理士の知識及び技術の維持に関する事項を追加すること。

第七 環境大臣の責務【P】

環境大臣は、都道府県知事に対して、定期検査に関する事務その他の事務の実施に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うように努めなければならないこと。